

daily コラム

2026 年 10 月 1 日 (木)

〒140-0014 品川区大井 1-7-6 THビル 2 階

MMI グループ TEL 03-3778-2311 FAX 03-3778-2317

Email dailycolumn@m-m-i-g.com

食品小売業の簡易課税 「軽微な加工」とは？

店内調理したコロッケを販売する肉屋さん

お肉屋さん(精肉店)で売られているコロッケ。おいしいですね。使用されている「油」と「挽き肉」に秘密があるそうです。「油」は、主にラード(豚の脂)が使われており、濃い味と良い香りがつきます。「挽き肉」は、ステーキや焼肉用にブロック肉を切り分ける際に出る「端肉」を、無駄なくミンチにしたものです。「贅沢な余り肉」が入っているので、普通の挽き肉とは違います。お店によって肉の種類や配合が異なるため、それぞれに個性豊かな味わいを楽しめます。

簡易課税の「小売業」と「製造業」

食品小売業(スーパー、精肉業、鮮魚業等)が消費税の簡易課税を適用する場合、「小売業」(みなし仕入率 80%) に分類されます。この簡易課税での小売業は、「他の者から購入した商品とその性質及び形状を変えないで販売する事業で卸売業以外のもの」と定義されています。「性質及び形状」が変わる場合には、「製造業」(みなし仕入率 70%) として取り扱われます。つまり、仕入商品をそのまま販売すれば「小売業」、加工して販売すれば「製造業」として仕入税額控除を行うことになります。とは言うものの、実際の判断は難しそうですね。

「小売業」とされる「軽微な加工」とは？

消費税の通達では、一定の「軽微な加工」の場合、小売業(みなし仕入率 80%) として取り扱って差し支えないとされています。この場合の「軽微な加工」とは、次の 3 つの要件を満たすものをいいます。

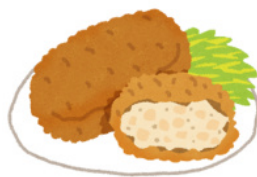
消費者向け 販売店舗	食料品を一般消費者に 売る店舗であること
一般的な 加工の範囲	店内で通常行われる程度 の加工であること
同一店舗 での販売	加工した店舗で そのまま販売すること

「軽微な加工」に該当する行為、該当しない行為は、次のように例示されています。

<軽微な加工>

該当する 行為	切る・刻む・つぶす・挽く・ タレに漬け込む・混ぜ合わ せる・こねる・乾かす等
該当しない 行為	加熱行為(焼く・あぶる・ ゆでる・煮る・揚げる等)

精肉店が揚げたトンカツを販売する場合や鮮魚店がカツオのたたき(表面をあぶる調理)を販売する場合には、消費税の簡易課税では「製造業」に分類されます。



コンビニの「レンジ温め」は「軽微な加工」には当たりません。

補足と解説（お客様へは1ページ目だけを送付してください）

消費税法基本通達 13-2-2（性質及び形状を変更しないことの意義）

令第57条第5項第1号《事業の種類》に規定する卸売業及び同項第2号イに規定する小売業は、同条第6項の規定により「他の者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないで販売する事業」をいうものとされているが、この場合の「性質及び形状を変更しないで販売する」とは、他の者から購入した商品をそのまま販売することをいう。

なお、商品に対して、例えば、次のような行為を施したうえで販売であっても「性質及び形状を変更しないで販売する」場合に該当するものとして取り扱う。

- (1) 他の者から購入した商品に、商標、ネーム等を貼付け又は表示する行為
- (2) 運送の利便のために分解されている部品等を単に組み立てて販売する場合、例えば、組立て式の家具を組み立てて販売する場合のように仕入商品を組み立てる行為
- (3) 2以上の仕入商品を箱詰めする等の方法により組み合わせ販売する場合の当該組合せ行為

消費税法基本通達 13-2-3（食料品小売店舗において行う販売商品の加工等の取扱い）

事業者が他から購入した食料品を、その性質及び形状を変更しないで専ら消費者に販売する店舗において、当該販売に供される商品に軽微な加工をして販売する場合で、当該加工が当該加工前の食料品を販売している店舗において一般的に行われると認められるもので、当該加工後の商品が当該加工前の商品と同一の店舗において販売されるものであるときの当該加工後の商品の譲渡を行う事業は、第二種事業に該当するものとして取り扱って差し支えない。

TAINS 消事例 3000 消費税審理事例検索システム（平成12年）国税庁消費税課度

【引用】

12-43 食肉店、鮮魚店の事業区分

（問）食肉店、鮮魚店の事業区分について、別紙のような商品を加工して当該加工に係る小売店舗で販売する事業は、第二種事業か第三種事業か。

（答）別紙のとおり取り扱う。（○を付したものは第一種又は第二種、×は第三種）。仕入商品を切る、刻む、つぶす、挽く、たれに漬け込む、混ぜ合わせる、こねる、乾かす行為等は軽微な加工に該当するが、加熱行為に伴う行為は軽微な加工に該当しないものとして取扱う。

1 精肉	○	
2 挽き肉	○	
3 内臓等肉	○	
4 味付け肉	○	
5 タタキ	×	
6 チャーシュー	×	
7 ローストビーフ	×	
8 ハム	○	
（仕入れたハムをスライスする行為）		
9 ソーセージ	○	
（仕入れたソーセージをカットする行為）		
	（生）	（加熱処理）
10 カツ（トンカツ、ビーフカツ、チキンカツ、串カツ）	○	×
11 ヤキトリ	○	×
12 ハンバーグ	○	×
13 コロッケ（食肉を主体としたもの）	×	×
14 餃子（食肉を主体としたもの）	×	×
15 シューマイ（食肉を主体としたもの）	×	×
16 肉まん（仕入れた肉まんを保温する行為）	○	
17 ポテトサラダ		×
（以下省略）		

※ 13～15 の記載は原資料のとおり（生餃子を自社で包むレベルの加工行為は第3種事業という見解）

10 のカツについては、他所でも、生の豚肉に生卵を塗り、小麦粉とパン粉をつけた状態でトンカツを販売する場合は、第2種事業という見解（熊王征秀先生「消費税トラブルの傾向と対策」、ぎょうせい、令和6年、528頁）